地震に備えて木造住宅の耐震工事の検討を

本市には活断層（左記）があり、いつ起こるか分からない地震に備えておくことが必要です。特に、昭和56年6月以前の木造住宅は耐震改修を行うことで被害を軽減することができます。

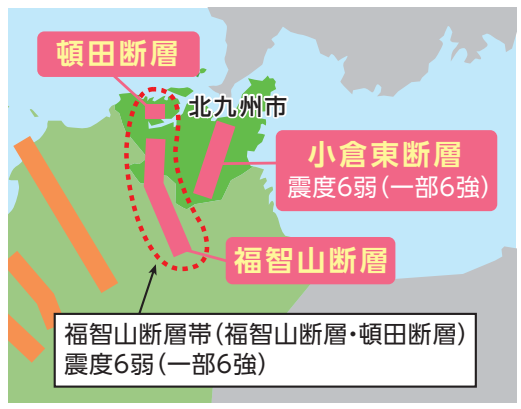

▲活断層の位置と想定される最大震度

耐震対策のための補助金

※耐震診断で耐震性が不十分と判明したものに限ります

※耐震診断は、福岡県アドバイザー派遣制度などを活用すれば3～6千円で行えます。詳細は問を

※予算に達した時点で受け付け終了となります

❶耐震改修工事の補助金

対象 昭和56年6月以前に建設された2階建て以下の木造戸建て住宅

補助額 一戸につき最大100万円（補助率5分の4）

❷省エネ性能を向上させる改修の補助金

対象 昭和56年6月以前に建設された木造住宅で、本市の耐震改修工事補助を利用してそれと同時に、節水型トイレの設置など省エネ性能向上の改修を行うもの

補助額 最大25万円（補助率4分の1）

※耐震改修補助金と合わせて活用することが条件です（合計で最大125万円）

❸建て替えなどに伴う除却などの補助金

対象 昭和56年6月以前に建設された木造戸建て住宅

補助額 最大30万円（除却費と耐震改修費のいずれか低い額の23％）

〈受付時期〉❶は随時受付中。❷、❸は7月21日（金）から。詳細は問を。

補助金についての説明会

耐震改修工事などを請け負う事業者や市民を対象とした説明会を開催します。8月1日（火）、ムーブ5階（小倉北区大手町）で。11～12時の部と13時30分～14時30分の部あり。詳細は問を。

武内市長からのメッセージです

▲YouTube 動画で補助金の概要を説明しています

▲補助金についてはコチラから

問 建築都市局建築指導課 ☎582・2531

家庭でできる大雨対策 雨水タンクの購入費用を助成します

近年、気候変動の影響により大雨が増えています。

市では、家庭で取り組める浸水対策の一つとして、「雨水タンク」の購入に対する助成を開始しました。

対象者 雨水タンクを設置する建物の所有者か使用者。ただし、市内の公共下水道に接続済みか接続見込みの戸建住宅に限ります

※法人と個人事業主は対象外

対象となる雨水タンクなど

- 密閉構造になっている既製品の雨水タンク（容量100L以上）
- 付属品（取水継手、取水管、蛇口、固定金具、専用架台）

※送料、設置費（工賃）は対象外

助成額 購入金額の3分の2（上限2万円）

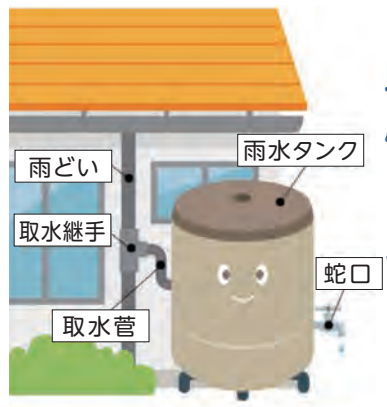

注意事項

- 購入前に申請が必要
- 一つの建物に対して、助成は一度だけ

その他の条件や申請方法などは問を。市のホームページ（左記を読み取り）でもご覧になれます。

▲上下水道局ホームページ「雨水タンクの助成制度」

問 上下水道局 下水道計画課 ☎582・2480

よい歯の学校及び口腔（こうくう）衛生功労者表彰

〈よい歯の学校表彰〉

▼市長賞

積極的な歯科保健活動で他の規範となる学校を表彰しています。

千代中学校（八幡西区）

▼教育委員会賞

虫歯予防のため意欲的な実践活動が行われており、その効果がうかがえる学校を表彰しています。

松ヶ江中学校（門司区）、曽根小学校（小倉南区）、くきのうみ小学校（若松区）、花尾中学校（八幡東区）、あやめが丘小学校（戸畑区）

〈口腔衛生功労者表彰〉

地域などで口腔衛生の向上に積極的に携わった活動などを表彰しています。

山本友美さん（歯科衛生士）

▲よい歯の学校及び口腔衛生功労者表彰式

問 保健福祉局健康推進課 ☎582・2018

歯周病（歯周疾患）検診を受けましょう

歯周病とは、歯の周りの歯茎や歯を支える骨などが溶けてしまう病気です。また、糖尿病などの全身疾患との関係も指摘されています。

歯周病は自覚症状が乏しいまま進行します。歯と口の健康を保ち、元気な体を維持するためにも定期的な歯科受診と歯磨きなどで歯周病を予防しましょう。

日本人の約80％が歯周病です

あなたは大丈夫ですか？

歯周病検診

市では、40・50・60・70歳の節目の年に歯周病（歯周疾患）検診を実施しています。

対象者 40・50・60・70歳の市民（誕生月の末日ごろに受診券を送付しています）

料金 40・50・60歳の人は500円、70歳の人は無料。生活保護受給者や市民税非課税世帯の人（いずれも区役所で無料受診券の交付が必要）は無料で受診できます。

実施場所 歯周病検診は下記のステッカーを掲示している登録歯科医療機関で受診できます。詳細は問か市のホームページ（左記を読み取り）をご覧ください。

歯周病セルフチェックシート

- □歯茎が赤黒い、紫色がかっている
- □歯を磨くと出血する
- □歯茎が腫れることがある
- □時々、歯が浮いたような感じがする
- □歯が長くなったような気がする
- □歯と歯の間に食べ物がよく挟まる
- □口の中がネバネバする
- □歯茎を押すと膿（うみ）が出る
- □歯がグラグラする
- □口臭が気になる
- □たばこを吸っている

1つでも当てはまる人は歯科医療機関の受診を。

▲市ホームページ「登録歯科医療機関」

▲歯周病検診のステッカー

問 保健福祉局健康推進課 ☎582・2018